## 御案内

6月23日は、戦後73年目を迎える「慰霊の日」です。 先の大戦で戦没された御霊のご冥福と世界恒久平和 を祈念するため、下記のとおり式典を執り行います。 お繰り合わせのうえ、ご参列賜りますようご案内申 し上げます。

記

#### ◎八重山戦争マラリア犠牲者追悼式

午後3時~ 八重山戦争マラリア慰霊之碑 (バンナ公園内)

#### ◎石垣市全戦没者追悼式並びに平和祈念式

午後4時~ 八重守之塔 (バンナ公園南口入口)

市民各位

石垣市長 中 山 義 隆

※当日は下記の通り送迎バスを運行しますので、ご利用下さい。

停車場所	発車時刻
①白保(白保小学校前)	午後1時50分発
②宮良(いっぷく食堂前)	午後1時52分発
③大浜(旧大松商店前)	午後2時00分発
④平得(旧たもとストアー前)	午後2時10分発
⑤登野城(旧下地脳神経外科前)	午後2時13分発
⑥登野城(旧石垣ケーブルテレビ前)	午後2時18分発
⑦市役所北側(八重山食研向かい)	午後2時25分発
⑧八重山平和祈念資料館北	午後2時30分発
⑨新川(グリーンランド南)	午後2時33分発
⑩新川(マイツバ御嶽)	午後2時36分発
⑪石垣(旧やまみやスーパー西)	午後2時38分発
⑫石垣(旧 NTT 東)	午後2時40分発
八重守之塔着	午後2時48分着

帰路は式典終了次第(午後5時予定)出発し上記の逆ルートで運行します。 石垣市平和協働推進課 ☎0980-82-1253

### 平成30年度 石垣市狂犬病予防集合注射のお知らせ

石垣市では、八重山獣医師会協力のもと、下記の 日程で犬の狂犬病予防集合注射を実施致します。法 律により飼い主は、「飼い犬の登録」と「飼い犬に 狂犬病予防注射を毎年一回」受けさせなければいけ ません。是非、この機会にお近くの会場にて飼い犬 に予防注射を受けさせて下さい。

月日/曜日	会場	実 施 時 間
6月1日(金)	双葉公民館	14:00 ~ 16:00
6月3日(日)	中央運動公園(駐車場)	9:30 ~ 11:30
6月4日(月)	真乙姥御嶽前(花城商店東)	14:00 ~ 16:00
	三和構造改善センター	9:30 ~ 10:00
	於茂登公民館	10:20 ~ 10:40
6月5日(火)	名蔵公民館	11:00 ~ 11:30
	崎枝開拓の碑	13:00 ~ 13:20
	大嵩公民館	13:40 ~ 14:00
6月6日(水)	平得公民館	14:00 ~ 16:00
6月7日(木)	大川公民館	14:00 ~ 16:00
	旧大里公民館	10:00 ~ 10:30
	星野公民館	$10:50 \sim 11:10$
	伊野田公民館	11:30 ~ 12:00
6月8日(金)	伊原間公民館	13:00 ~ 13:30
	明石公民館	$13:50 \sim 14:10$
	久宇良公民館	$14:20 \sim 14:40$
	平久保公民館	$14:50 \sim 15:10$
	平野公民館	$15:20 \sim 15:40$
6月10日(日)	真栄里公園(ステージ)	$9:30 \sim 11:30$
	吉原公民館	$9:40 \sim 10:10$
	川平集落センター	$10:30 \sim 11:30$
	米原公民館	13:00 ~ 13:20
6月11日(月)	伊土名公民館	$13:40 \sim 14:00$
	多良間公民館	$14:20 \sim 14:40$
	下地公民館	$15:00 \sim 15:20$
	兼城公民館	$15:40 \sim 16:00$
	栄公民館	$16:20 \sim 16:40$
6月12日(火)	白保公民館	$14:00 \sim 15:00$
	宮良公民館	$15:10 \sim 16:10$
6月13日(水)		$14:00 \sim 16:00$
6月14日(木)	舟蔵公園 (駐車場)	$14:00 \sim 16:00$
6月16日(土)	市役所駐車場	$9:30 \sim 11:30$

- ◆ 注射料金:1頭 3,200円 (注射済票交付手数料込み)
- ◆ 問い合わせ先: 石垣市役所 環境課 0980-82-1285

# ◆ 石垣市議会議員一般選挙の期日について

告示日:平成30年9月2日(日) 投票日:平成30年9月9日(日)

#### ■ 石垣市議会議員一般選挙前の政治活動用ポスター等の掲示禁止について

石垣市議会一般選挙において、任期満了の6ヶ月前の日から選挙期日までの期間(平成30年3月27日 ~平成30年9月9日)は、公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者の氏名や、氏名が類推されるような政治活動用ポスターの掲示は禁止されています(公職選挙法第143条第16項及び第19項)。

また、候補者等の氏名を記載したのぼり、看板、横断幕等、選挙運動のために使用されると認められる一切の文書図画についても法第129条に抵触する事前運動として掲示することが禁止されることになります。

■ **三ない運動** ルールを守って明るく正しい選挙を実現しましょう。

『政治家は有権者に寄付を贈らない!』『有権者は政治家に寄付を求めない!』『政治家から有権者への寄付は受け取らない!』

花輪や香典、お中元、お見舞い、飲食物の差し入れ等を、政治家(候補者、候補者になろうとする者、現に 公職にある者)が有権者に贈ることや、有権者が受け取る、あるいは求めることは法律で禁止され、違反す ると罰せられます。

総務省(寄付禁止) http://www.soumu.go.jp/senkyo/\_s/naruhodo/naruhodo08.html 公益社団法人明るい選挙推進協会(三ない運動) http://www.akaruisenkyo.or.jp/kihukinnsi/